

乳幼児医療費助成

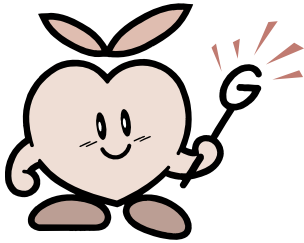
昨年4月に少子化対策の一環として、医療費助成の対象年齢を3歳未満から4歳未満の乳幼児までに拡大しました。

さらに子育て支援、住民福祉の拡大と乳幼児の福祉増進を図るため、4歳以上6歳未満児までの入院医療費の助成を平成15年4月から実施します。

人によさしいまちづくり

精神障害者医療費助成

精神障害者の福祉増進を図るため、現行の精神科通院医療費の公費負担に加え、精神障害者保健福祉手帳（1級および2級）の交付を受けた方の入院および通院（全疾病）にかかる医療費の自己負担額の2分の1を助成します。



災害に強いまちづくり

民間木造住宅耐震診断事業 および耐震補強助成事業

阪神大震災における死者のうち、約8割が建物の倒壊や家具の転倒による圧死や窒息死でした。倒壊家屋の多くが老朽化した木造住宅だったことから、民間木造住宅の耐震改修を促進するため、引き続き無料耐震診断事業を実施します。この事業は、昭和56年の新耐震基準の施行前に建築された民間木造住宅の耐震診断を実施するもので、今年度は千棟を予定しています。

また、今年度から民間木造住宅の耐震改修工事に対する補助制度を始めます。これは無料耐震診断の結果、耐震性に問題があると診断された住宅の耐震補強工事を対象に、1件60万円を限度に補助するもので、今年度は5件を予定しています。

救急高度化の推進

複雑多様化する各種災害に対応するため、高規格救急車の整備をはじめとして救急救命士の養成も進めながら、救急高度化に積

極的に取り組んでいます。

救命率向上のため、救急高度資機材の整備を進めるとともに、救急隊員のレベルアップを図っていきます。また、市民自らが傷病者の応急手当が出来るように、市民に対する応急手当の普及啓発活動も推進していきます。



▲高規格救急車

防災対策の充実

地震による人的被害の軽減を図るため、避難あるいは防災活動の阻害となる老朽化したブロック塀などの取り壊しを促進するための「ブロック塀等撤去事業費補助金」制度を創設しました。また、災害時に身体的あるいは体力的な問題から危険性の高い身体障害者（障害認定1級および2級の在宅の方）および75歳以上の高齢者世帯を対象に、希望する世帯に対し、家具転倒防止器具の設置を行います。

防災資機材の新規整備として、救助器具および災害弱者収容を目的とした避難所用天幕、また避難施設などの通信確保のための無線設備を充実します。さらに、新たに大規模地震対策として見直しを行った指針に沿って、簡易トイレ、移動式炊飯器などの避難所設備の整備および備蓄食料の確保を行います。また、市内7箇所に緊急輸送基地（防災拠点）を定め、資機材などの分散備蓄を行うことにより、災害時における迅速・円滑な救援活動ができるよう体制づくりをしていきます。

橋りょうの落下防止工事

地震により道路および橋りょうが破損した場合、住民の避難、救援、緊急輸送、消防などの活動に大きな支障が生じます。幹線道路の橋りょうの耐震性を点検した結果、今後3カ年計画で緊急輸送道路7橋の落下防止、伸縮装置改良工事などの補強工事を実施します。

今年度は、三河湾オレンジロードにある大塔橋と中郷橋の落下防止・伸縮装置改良工事を実施します。